

自動車税納付確認の電子化に伴う 納税証明書自動発券機の廃止について

平成27年4月から納付確認が電子化されたことにより、継続検査・構造等変更検査時に提示していた納税証明書が省略できるようになったため、自動車税事務所及び同各支所に設置していました納税証明書自動発券機を廃止することとなりました。

なお、納税証明書は引き続き、県税事務所・自動車税事務所及び同各支所の窓口で発行いたします。

自動発券機廃止日：平成28年9月30日

<<<ご注意ください！>>>

○ 運輸支局等で電子的に納付確認ができるまで日数を要するため、納付日・納付場所によっては、納税証明書が必要となります。

- ・ 県内の金融機関……2週間程度（県外の金融機関の場合は、さらに日数を要します。）
- ・ ゆうちょ銀行・郵便局 …3週間程度
- ・ コンビニエンスストア …1週間程度
- ・ クレジットカード納付 …2週間程度
- ・ 県内の市町村役場……2ヶ月程度
- ・ 減免申請日から2ヶ月以内のとき

○ 納付後すぐに車検を受ける場合は、コンビニ又は金融機関の窓口で納付し、納税通知書の右方に添付されている納税証明書を御利用ください。

○ 車検当日に県税事務所や自動車税事務所・各支所で納付された場合も、窓口で納税証明書を交付申請してください。

御理解・御協力をお願いします。

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」



(お問い合わせ先)

千葉県自動車税事務所 ☎ 043-243-2721

(または、千葉県総務部税務課 ☎ 043-223-2064)